

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応にかかる
EUC 機能追加対応業務委託

2 契約の相手方

株式会社 NTT データ関西

3 随意契約理由

本業務委託は、大阪市住民記録システム及び印鑑登録システムの標準化対応に係る EUC 機能を構築するものである。当該機能の構築には住民記録システム及び印鑑登録システムの標準準拠システムとの密接な連携が必要であるため、標準準拠システムを含めた設定・テスト作業等を実施する。

株式会社 NTT データ関西は、大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応業務委託の受託者であり、標準準拠システムのサービス提供事業者であることから、標準準拠システムの設定と本業務に係る設定・テスト作業等は密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、現在の役務の便益が享受できず、また、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06－4305－7345）

随意契約理由書

1 案件名称

戸籍情報システム区間連携サーバ再構築業務委託

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は令和 6 年 8 月に調達した戸籍情報システム用クライアント端末を旧クライアント端末と入替を実施後、現在稼働中の戸籍情報システムサーバと適切に生体認証管理ソフト等が作動し、安定的に使用できるようにするために、令和 6 年 3 月から戸籍広域交付が開始したことで利用停止となった区間連携用仮想サーバを専用仮想サーバへ新規構築するものである。

戸籍情報システム端末機等に関しては、令和元年 10 月から令和 6 年 9 月まで長期借入契約を富士通リース株式会社（現：FLCS 株式会社）と締結しており、保守業務については、同社が契約している富士通 Japan 株式会社が行うと定められている。本業務は現行サーバ機器の運用保守業務と密接不可分の関係にあり、富士通 Japan 株式会社以外の者に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7345）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度戸籍情報システム機種更新業務委託

2 契約の相手方

富士フイルムシステムサービス株式会社

3 随意契約理由

戸籍情報システムは、富士フイルムシステムサービス株式会社のパッケージソフトを使用したシステムであり、他業者が当該システムを搭載する機器の更新にかかる作業を手掛けるには、システムの使用許諾の問題はもとより、パッケージソフトの仕様が公開されない秘匿情報であるため、技術的に困難である。

本業務は現行システムの運用保守業務と密接不可分の関係にあり、同社以外の者に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06－4305－7345）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度「人権に関する作品募集事業」応募作品（キャッチコピー）集計業務

2 契約の相手方

一般社団法人 K I Z U N A

3 随意契約理由

本件は、令和 3 年度から「障がい者就労支援事業所等からの物品等の調達方針」に基づき、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約（3 号随契）により実施している。

この取組みは、障がい者の就労支援に寄与するもので、ダイバーシティの推進の観点からも継続することが望ましいことから、引き続き 3 号随契によることとしている。

同方針に定められた福祉局及びこども青少年局との協議結果を受け、指定された事業者へ見積依頼をしたところ、4 事業者から見積書の提出があった。うち最安金額の事業者が複数（2 者）あり、いずれも減価交渉の余地がなかったため、くじ引きで決定した事業者を契約相手方とするものである。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号により、同法人と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室人権啓発・相談センター（電話番号：06-6532-7631）